

四号まで若しくは第七号若しくは第一項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に改める部分に限る。）による改正後の農業協同組合法（以下この項において「新農業協同組合法」という。）第三十条の四第二項第二号（新農業協同組合法第七十二条の二）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第一百八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第八条の規定（第三十条の四第一項第二号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）による改正後の農業協同組合法（以下

この項において「新々農業協同組合法」という。）第三十条の四第二項第二号（新々農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第一百三十三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第一百三十三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第一百八十三条 組合（第八条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「改正農業協同組合法」という。）第五条に規定する組合をいい、改正農業協同組合法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に限る。）は、この法律の施行後最初に特定貯金等契約（改正農業協同組合法第十二条の四に規定する特定貯金等契約をいう。）又は特定共済契約（改正農業協同組合法第十二条の十の三に規

定する特定共済契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が改正農業協同組合法第十一條の二の四又は第十一條の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正農業協同組合法第十一條の二の四又は第十一條の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該利用者に対し、改正農業協同組合法第十一條の二の四又は第十一條の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

#### （水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第一百八十四条 第九条の規定（第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新水産業協同組合法」という。）第三十四条の四第二項第二号（新水産業協同組合法第七十七条（新水産業協同

組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

## 2 第九条の規定（第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、

「第二十一条若しくは第二十二条」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限り。）による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新々水産業協同組合法」という。）第三十四条の四第二項第二号（新々水産業協同組合法第七十七条（新々水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用す

る場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第一百八十五条 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は、この法律の施行後最初に特定貯金等契約（第九条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「改正水産業協同組合法」という。）第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が改正水産業協同組合

法第十一条の六の四（改正水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該利用者に対し、改正水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第一百八十六条 共済事業を行う組合（第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う新中小企業等協同組合法第二条に規定する組合をいう。）は、この法律の施行後最初に特定共済契約（新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項（新中小企業等協同組合法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にお

いて準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときは、当該利用者に対し、新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十七条 第十一条の規定（第五条の四第四号の改正規定）（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第一百九十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第二項」に、「第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協同組合金融事業法」という。）第五条の四第四号（新協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から

第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八号第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十一条の規定（第五条の四第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新々協同組合金融事業法」という。）第五条の四第四号（新々協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第二百二号、第二百三十三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を

含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十一号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第一百八十八条 信用協同組合等（第十一条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この条において「改正協同組合金融事業法」という。）第一条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（改正協同組合金融事業法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第一条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

## (商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十九条 第十二条の規定による改正後の商品取引所法（以下この条において「新商品取引所法」という。）の規定は、この法律の施行後に行われる新商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務について適用し、この法律の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の商品取引所法第二条第七項に規定する商品取引受託業務については、なお従前の例による。

2 商品取引員（新商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。）が、この法律の施行前に新商品取引所法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百十八条第一項の規定の例により説明を行つた場合には、当該説明を同項の規定により行つた説明とみなして、新商品取引所法の規定を適用する。

## (信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十条 第十二条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しく

は第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の信用金庫法（以下この項において「新信用金庫法」という。）第三十四条第四号（新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百八十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百八十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十三条の規定（第二十四条第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一条若しくは第二十一号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限りによる改正後の信用金庫法（以下この項において「新々信用金庫法」という。）第三十四条第四号

(新々信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧証券取引法第一百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第二百九十八条第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第二十五号若しくは第十六号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例による)ととされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第二百九十八条第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第二百九十二条 金庫(第十三条の規定による改正後の信用金庫法(以下この条において「改正信用金庫法」という。)第二条に規定する金庫をいう。)は、この法律の施行後最初に特定預金等契約(改正信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この

法律の施行後に当該顧客が改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の一第一項の規定による申出ができる旨を改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十二条　長期信用銀行（第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の一第一項の規定による申出ができる旨を新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

す。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十三条 第十五条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）による改正後の労働金庫法（以下この項において「新労働金庫法」という。）第三十四条第四号（新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみ

なす。

- 2 第十五条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）による改正後の労働金庫法（以下この項において「新々労働金庫法」という。）第三十四条第四号（新々労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたもの

とみなす。

第一百四十四条 金庫（第十五条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「改正労働金庫法」という。）第三条に規定する金庫をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（改正労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十五条 銀行は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（第十六条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十二条の四に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、こ

の法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新銀行法第十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新銀行法第十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十六条 第十八条の規定（第五十三条の二第一項第三号の改正規定）（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）」、「第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）による改正後の保険業法（以下この項において「新保険業法」という。）第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項

又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十八条の規定（第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の保険業法（以下この項において「新々保険業法」という。）第五十三条の一第一項第三号（新々保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第二十号、第二百九十八条第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十一号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第二百九十七条 保険会社等（第十八条の規定による改正後の保険業法（以下「改正保険業法」という。）第二百九十七条第一項に規定する保険会社等をいう。）、外国保険会社等（改正保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）、保険仲立人（改正保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）は、この法律の施行後最初に特定保険契約等（改正保険業法第三百条の二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する特定保険契約等をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正保険業法第三百条の二に

において準用する新金融商品取引法第二十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十八条 第十九条の規定（第二十四条の四第四号の改正規定（「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に改める部分に限る。）による改正後の農林中央金庫法（以下この項において「新農林中央金庫法」という。）第二十四条の四第四号（新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十九条の規定（第二十四条の四第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）による改正後の農林中央金庫法（以下この項において「新々農林中央金庫法」という。）第二十四条の四第四号（新々農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第一百条第一号から第十一号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第一百三条第三項又は第一百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第一百条第一号から第十一号まで、第二十号若しくは第二十一号、第一百三条第三項又は第一百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第一百九十九条 農林中央金庫は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（第十九条の規定による改正後の

農林中央金庫法（以下この条において「改正農林中央金庫法」という。）第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百条 この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第一種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第二百一条 この法律の施行の際に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の二の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第

二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第三十三条の四第一項第二号に掲げる事項を金融機関登録簿に登録するものとする。

第二百二条 旧信託業法第一百二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧信託業法第一百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第一百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員に限る。）は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第二百三条 新金融商品取引法第二十九条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第五十二条第一項

(第二号に係る部分に限る。) の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧信託業法第九十一条第一項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録第二種業者は、施行日において新金融商品取引法第三十一条の二第一項の規定により営業保証金を供託したものとみなす。

3 前項の規定により営業保証金の供託をしたものとみなされる者は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

4 前項の営業保証金の取戻しは、施行日前に当該営業保証金につき旧信託業法第九十一条第六項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。

5 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關し必要な手続は、内閣府令・法務省令で定める。

第二百四条 信託会社等（信託会社、生命保険会社（改正保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）又は外国生命保険会社等（改正保険業法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）

をいう。）は、この法律の施行後最初に特定信託契約（第二十条の規定による改正後の信託業法（以下「新信託業法」という。）第二十四条の二（改正保険業法第九十九条第八項（改正保険業法第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特定信託契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

第二百五条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第二種業者については、当該みなし登録第二種業者が附則第二百条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百六条 新金融商品取引法第三十二条の六の規定は、附則第二百一条第一項の規定により新金融商品取

引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者については、当該者が附則第一百一条第一項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百七条 新金融商品取引法第四十七条の二（新金融商品取引法第六十五条の五第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百八条 新金融商品取引法第四十七条の三（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百九条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百十条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第一百一条（旧信託業法第百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第二百十一条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第一百一条（旧信託業法第百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の二の規定による処分とみなす。

第二百十二条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者が施行日前にした旧信託業法第一百二条第一項第三号（旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）に該当する行為とみなして、新金融商品取引法第五十二条第一項（新金融商品取引法第六十五条の五第二項において適用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の

四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第一百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項（これらの規定を新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第二百十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が施行日前にした旧信託業法第一百二条第一項第三号（旧信託業法第一百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第一百二条第

一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第二百四条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、附則第二百条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二百十九条の登録を受けたものとみなす。

2 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、附則第二百一条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

第二百十五条 新信託業法第五条第二項第八号トの適用については、旧信託業法第一百二条第二項又はこれに相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役又はこれらに準

する者でその処分を受けた日から五年を経過しない者は、新信託業法第五条第一項第八号トに該当する者とみなす。

(権限の委任)

第二百六十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(処分等の効力)

第二百七十七条 この法律の施行前にした旧証券取引法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第二百十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第二条の規定による証券取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（検討）

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。